

○守山市空き家等家財処分費補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 1 日
守山市告示第259号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の空き家の利用および活用（以下「利活用」という。）の促進を図るために、当該空き家の建物内および建物敷地内の家財などの処分に係る費用に対して、予算の範囲内で守山市空き家等家財処分費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、守山市補助金等交付規則（昭和53年規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項は、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内で 1 年以上居住者または利用者が確認されておらず、かつ賃貸用または売却用としても流通されていない建築物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (2) 所有者等 守山市空き家情報バンク設置要綱（平成30年告示第338号）第 2 条第 2 号に規定する所有者等をいう。
- (3) 家財 空き家の室内および敷地内に使用されず放置された状態の電化製品、家具、寝具、生活雑貨その他家財道具をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次条に規定する補助対象空き家の所有者等であること。
- (2) 守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱（平成23年告示第17号）第 1 条に規定する特定滞納者でない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない者
- (4) この補助金に係る補助対象事業にあたって、国、県または市の制度による他の補助等を受けていないこと。

(補助対象空き家)

第 4 条 補助金の交付対象となる空き家は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 別表に規定する本市自治会に位置する空き家であること。

(2) 個人の所有であること。

(3) 次のいずれかに該当する空き家であること。

ア 守山市空き家情報バンク設置要綱に基づく守山市空き家情報バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録されたまたは第8条に基づき市が交付決定をした日（以下「交付決定日」という。）から1年以内に登録する予定である物件

イ 市が空き家と判断した物件で、交付決定日から2年以内に利活用が図られる予定である物件

ウ 市が空き家と判断した物件で、交付決定日から2年以内に解体し、当該建物敷地を第三者へ売却または賃貸する予定である物件

2 前項第3号アにおいて、登録を完了した日から2年を経過するまでの間に自己の都合により登録を取り消さない旨の誓約をしたものであること。

3 第1項第3号イにおいて、補助対象者自らが行う利活用は除くものとする。

4 第1項第3号イおよびウにおいて、関係法令に適合するものであること。

（補助対象事業および補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は次に掲げるものとする。

(1) 家財の処分

(2) 空き家の建物内および建物敷地内の清掃

(3) 空き家の建物敷地内の庭木等の除却等

2 前項第2号および第3号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業と合わせて行う場合に限り補助対象事業とする。

3 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令に基づき適正に処理された場合に限る。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とし、10万円を限度とする。この場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（交付申請および請求）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、守山市空き家等家財処分費補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費を支払った領収書およびその内訳が確認できる書類（交付申請日の属する年度に支払ったものに限る。）

(2) 補助対象事業の着手前と完了後の写真

(3) 誓約書兼同意書（別記様式第2号）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、補助対象空き家建物敷地1軒につき1回までとする。

3 第1項の規定による交付申請は、当該年度の2月末日までに行わなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、守山市空き家等家財処分費補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するとともに、速やかに交付するものとする。

(事業実施状況の報告)

第9条 申請者は、第4条第1項第3号イおよびウに該当する場合において、当該補助対象事業の遂行の状況に関し、次に掲げる書類を添えて毎年度4月末日までの前年度事業実施状況を報告しなければならない。

(1) 空き家等家財処分事業実施状況報告書（別記様式第4号）および関係書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消しおよび返還)

第10条 市長は、申請者が次に掲げる要件に該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、申請者に守山市空き家等家財処分費補助金返還命令書（別記様式第5号）により期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(1) 第4条第1項第3号アに該当する場合において、交付決定日から1年以内に空き家バンクへの登録が完了しなかった場合、または自己の都合で空き家バンクに登録を完了した日から2年を経過するまでの間に登録を取り消したとき。

(2) 第4条第1項第3号イに該当する場合において、交付決定日から2年以内に空き家の利活用が図られていないと市が判断したとき。

(3) 第4条第1項第3号ウに該当する場合において、交付決定日から2年以内に空き家を解体し、当該土地が第三者へ売却または賃貸されていないと市が判断したとき。

(4) 前条の書類提出の求めに対し、正当な理由なくこれを行わないとき。

(5) 補助金の申請に関し、偽りその他の不正な行為があったとき。

(6) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別表（第4条関係）

杉江自治会

三宅稲葉自治会

赤野井自治会
矢島自治会
木浜自治会
今浜自治会
幸津川自治会

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱の一部改正)
- 2 守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱（平成 23 年告示第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 補助金、交付金、奨励金等（物品給付を含む。）の表に次のように加える。

守山市空き家等家財処分費 補助金	守山市空き家等家財処分費補助金交付要綱（令和 8 年告示第 259 号）
---------------------	--------------------------------------

別 記

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

守山市長 あて

申請者 氏 名
住 所
連絡先

守山市空き家等家財処分費補助金交付申請書兼請求書

標記補助金の交付を受けたいので守山市空き家等家財処分費補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり申請および請求します。

空き家所在地（自治会名）	守山市（自治会）
補助対象空き家	☐ 空き家バンク登録状況（ ☐ 登録済み ☐ 登録予定）
	☐ 空き家の利活用（詳細：）
	☐ 解体後、第三者へ（ ☐ 売却 ☐ 賃貸）予定
事業完了日	年 月 日
事業内容	☐ 家財の処分 ☐ 空き家の建物内および建物敷地内の清掃 ☐ 空き家の建物敷地内の庭木等の除却等
補助対象経費	円
申請金額（請求金額） （補助対象経費 1/2）	円（上限 10 万円）

金融機関	
支店名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ 口座名義	

【添付書類】

- (1) 補助対象経費を支払った領収書およびその内訳が確認できる書類（交付申請日の属する年度に支払ったものに限る。）
- (2) 補助対象事業の着手前と完了後の写真
- (3) 誓約書兼同意書（別記様式第 2 号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

守山市長 あて

誓約書兼同意書

守山市空き家等家財処分費補助金の申請にあたり、下記のことを誓約および同意します。

記

1 誓約事項

- (1) 申請書および提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
- (2) （第 4 条第 2 号アに該当する場合）自己の都合で登録を完了した日から 2 年を経過するまでの間に登録を取り消しません。
- (3) （第 4 条第 2 号イに該当する場合）補助対象事業終了後は、当該空き家の利活用を図ります。
- (4) （第 4 条第 2 号ウに該当する場合）補助対象事業終了後は、当該空き家を解体し、これに係る土地を第三者へ売却または賃貸します。
- (5) （第 4 条第 2 号イおよびウに該当する場合）建築基準法等の関係法令において必要となる手続きがある場合は、適切に手続きを行います。
- (6) 守山市空き家等家財処分費補助金交付要綱第 9 条の規定により補助金の返還を命じられた場合は、速やかにこれに応じます。

2 同意事項

- (1) 市税等（守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱第 2 条に規定する市税等をいう。）の納付状況について、市担当者がその内容を確認することに同意します。
- (2) 市長が報告、調査等を求めた場合にはこれに協力します。

年 月 日

申請者の氏名

第 号
年 月 日

様

守山市長

守山市空き家等家財処分費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった守山市空き家等家財処分費補助金について、
下記のとおり交付することに決定したので、守山市空き家等家財処分費補助金交付要
綱第 8 条の規定により通知します。

記

空き家所在地（自治会名）	（ 自治会）
交付決定金額（補助金の額）	

年 月 日

守山市長 あて

申請者 氏 名
住 所
連絡先

守山市空き家等家財処分費補助金実施状況報告書

守山市空き家等家財処分費補助金交付要綱第 9 条の規定に基づく事業実施状況を報告します。

記

空き家所在地（自治会名）	守山市（自治会）
補助対象空き家	☐ 空き家バンク登録状況（ ☐ 登録済み ☐ 登録予定）
	☐ 空き家の利活用（詳細： ）
	☐ 解体後、第三者へ（ ☐ 売却 ☐ 賃貸）予定
事業実施状況	
事業完了予定日	年 月 日

第 号
年 月 日

様

守山市長

守山市空き家等家財処分費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で決定した標記補助金の交付を下記のとおり取り消すので、年 月 日に交付した補助金 円について、その全部を返還することを命ずる。

記

- 1 取消しの理由
- 2 返還を命ずる額 円
- 3 返還方法 守山市指定納入通知書により、守山市指定金融機関に納入期限までに納付すること。